

佐野市

マイナンバーカード Q&Aブック

Sanocity
Individual Number Card Q&A Book



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



佐野ブランドキャラクター さのまる
©sanocity





マイナンバー 総合フリーダイヤル

 0120-95-0178

間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください。

受付内容

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。



メニュー

- 1 マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード・コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
- 2 マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
- 3 マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
- 4 マイナポータル、健康保険証利用及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
- 5 マイナポイント第2弾に関するお問い合わせ
- 6 公金受取口座登録制度に関するお問い合わせ

※上記内容は変更になることがあります。

受付時間

平日 9:30～20:00 土・日・祝 9:30～17:30

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

もくじ

- 2 マイナンバー(個人番号)とは
- 3 マイナンバーについて
- 4 マイナンバーカードについて
- 6 通知カード・個人番号通知書について
- 9 マイナンバーカードの申請
- 17 マイナンバーカードの受け取り
- 21 電子証明書
- 24 マイナンバーカードの更新・再発行
- 25 マイナンバーカードの券面変更
- 26 マイナンバーカードの暗証番号変更・再設定
- 28 セキュリティ対策
- 30 よくある誤解
- 30 マイナンバーカードの使い方例
- 32 証明書コンビニ交付サービス
- 33 マイナンバーカード出張申請
- 34 外国人の方へ
- 34 その他



マイナンバー（個人番号）とは



行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤です。住民票を有する全ての方に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度です。



公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状態を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困った方にきめ細やかな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からの様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

出典：地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト」より転載



マイナンバーについて

Q マイナンバーとは

A マイナンバーは、乳児から高齢者まで一人ひとりに指定された12桁の番号です。日本に住民票のある人全員が持っています。行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤です。

Q 自分のマイナンバーを知るにはどうしたらよいですか

A 平成27年(2015年)10月以降、簡易書留により各家庭に郵送された紙製の「通知カード」の券面にマイナンバーが記載されています。令和2年(2020年)5月25日以降にマイナンバーが付番された方は「個人番号通知書」に記載されています。また、マイナンバー入りの住民票の写しを取得し確認する方法があります(佐野市の場合は、窓口でのみ取得可能)。

※令和2年(2020年)5月25日以降、通知カードは廃止され、個人番号通知書に変更になっています。

Q 住所を移してもマイナンバーは変わらないのですか

A 変わりません。マイナンバーが漏えいし不正利用される恐れのある場合を除き、生涯同じ番号を使います。

Q マイナンバーは希望すれば自由に変更することができますか

A マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けるので、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられる恐れがある場合に限り、本人の申請又は市区町村長の職権により変更することができます。

Q 子どもが生まれた場合、マイナンバーの申請は必要ですか

A 出生届を提出し住民登録がされると、個人番号通知書によりマイナンバーが通知されます。改めて申請する必要はありません。

Q 生まれた子のマイナンバーを知るにはどのような方法がありますか

A 住民票に登録されてから3週間程度で「個人番号通知書」が簡易書留郵便で郵送されます。また、マイナンバー入りの住民票の写しを取得し確認する方法があります(佐野市の場合は、窓口でのみ取得可能)。



マイナンバーカードについて

Q マイナンバーカード(個人番号カード)とは

- A** マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。日本に住民票がある人のうち、カード発行の申請をした人が持っています。プラスチック製のICチップ付きカードで表面に、氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真等が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。本人確認のための本人確認書類として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用できます。

Q マイナンバーカードに有効期限はありますか

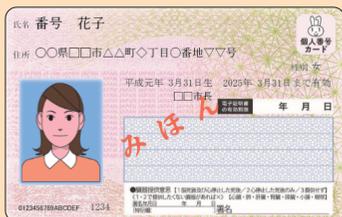
- A** 有効期限はカード表面に印字されています。18歳未満の方の場合はカードの発行から5回目の誕生日まで、18歳以上の方の場合は発行から10回目の誕生日までです。(令和4年(2022年)4月1日、20歳から18歳に成年年齢が引き下げられました)また、電子証明書の有効期限は年齢に関わらず、カードの発行から5回目の誕生日までです。

※外国人の方のうち在留期間の定めのある方は、それぞれ在留期間の満了等の日までとなります。



Q マイナンバーカードの取得は義務ですか

- A マイナンバーカードの取得は義務ではなく任意です。行政手続きの際にマイナンバーを提供するにあたり、マイナンバーカードがあれば、マイナンバーの確認と本人確認が1枚で済みます。また、顔写真付きの本人確認書類としても活用できるほか、コンビニで住民票や印鑑登録証明書の交付が受けられたり、自宅のパソコンなどから行政手続きができるようになります。生活の利便性の向上に資するものですので、できるだけ多くの皆様に取得していただきたいと考えています。



マイナンバーカード表面



マイナンバーカード裏面

Q マイナンバーカードの所有者本人が亡くなったら、返納は必要ですか

- A 死亡後の返納義務はありません。返納することもできますが、ハサミ等で裁断し、廃棄していただいて構いません。ただし、死亡保険金の請求など、死亡後の手続きで使用される可能性があるため、しばらくの間保管後、廃棄することをお勧めします。もし、返納される場合は、市民課または田沼・葛生各行政センターの窓口に届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)も持参してください。





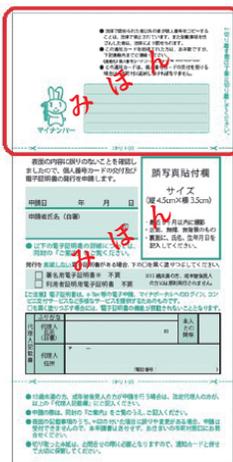
通知カード・個人番号通知書について

通知カード

個人番号通知書



【おもて面】



【うら面】



Q 通知カードは本人確認書類として利用できますか

A 通知カードは紙製のカードでマイナンバーの確認・証明のみに利用することができるカードですので本人確認書類としては利用できません。券面には住民票に登録されている氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されています。

Q 個人番号通知書は本人確認書類として利用できますか

A 個人番号通知書は本人確認書類やマイナンバーを証明する書類として利用することはできません。

※個人番号通知書は令和2年(2020年)5月25日以降にマイナンバーが付番された方を対象にマイナンバーをお知らせするために送付しているものです。書面には氏名・生年月日とマイナンバー等が記載されています。

Q 通知カードに有効期限はありますか

- A 通知カードに有効期限はありません。通知カードはあなたのマイナンバーを通知するものですので、大切に保管してください。また、マイナンバーカードを受け取ると通知カードは不要になりますので返納をお願いします。

Q 通知カードに記載された氏名・住所等に変更があった場合、通知カードの記載変更はできますか

- A 令和2年(2020年)5月25日以降、通知カードに記載された氏名・住所等について記載事項の変更はできなくなりました。そのため、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致していない方は通知カードをマイナンバー証明書類として使用できません。マイナンバーを証明するときは、マイナンバーカード、またはマイナンバーが記載された住民票の写し、もしくはマイナンバーが記載された住民票記載事項証明書を取得する必要があります。この時、マイナンバー入りの住民票の写しや住民票記載事項証明書は、窓口でのみ取得可能です(コンビニ交付サービスでは取得不可)。

※通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバー証明書類として使用できます。

Q 通知カードに記載された氏名・住所等に変更があった場合、通知カードは廃棄してもよいですか

- A ご自身のマイナンバーの確認には使用することができるため、廃棄せずに保管してください。また、マイナンバーカードの交付を受ける際には返納の必要があるため窓口までお持ちください。



Q 通知カード(または個人番号通知書)を紛失しました。再発行できますか

A 通知カードは令和2年(2020年)5月25日に廃止されたため、再発行はできません。個人番号通知書の再発行はできません。マイナンバーを確認・証明するには、マイナンバーカードを取得するか、マイナンバーが記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書を窓口で取得してください。

※通知カード(または個人番号通知書)を拾得された場合は、最寄りの警察署または交番へお届けください。

Q マイナンバーカードを取得するとなぜ通知カードを返納しないといけないのですか

A 社会保障・税・災害対策における各種手続きでは、マイナンバーの確認と本人確認の両方が必要ですが、マイナンバーカードは、その両方を1枚のカードで確認できます。一方、通知カードは、ご自身のマイナンバーを知らせるためのカードであり、マイナンバーカードがあれば通知カードを持っている必要はなくなります。このようなことから、法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は、通知カードを返納する必要があります。

Q 通知カードの所有者本人が亡くなったら、返納は必要ですか

A 死亡後の返納義務はありません。返納することもできますが、ハサミ等で裁断し、廃棄していただいても構いません。ただし、死亡保険金の請求など、死亡後の手続きで使用できる可能性があるため、しばらくの間保管後、廃棄することをお勧めします。もし、返納される場合は、市民課または田沼・葛生各行政センターの窓口へ届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)も持参してください。





マイナンバーカードの申請

Q どのような申請方法がありますか

A 市役所窓口にて申請

職員が無料で撮影・申請の補助をします(必要書類はP11参照)。

受付時間・受付場所

平日午前9時～午後4時30分

- 市役所1階市民課 ※
- 田沼行政センター
- 葛生行政センター

※上記に加え、市民課のみ第4日曜の午前9時～午後1時まで(22日にあたる第4日曜を除く)受け付けています。

注意

一人で着座できない方(乳幼児など)は撮影が困難なため、ご自宅にて、スマホ等での写真撮影・申請をお勧めします(P13参照)。
申請後、交付通知書(はがき)が届いたら、本人が必要なものを持参のうえ、市役所の窓口でカードを受け取ります。



スマートフォンから申請

- 1 スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- 2 交付申請書の2次元バーコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録します。
- 3 登録したメールアドレスに通知されるサイトにアクセスし、画面にしたがって必要事項を入力、顔写真を添付して送信します。
- 4 交付通知書(はがき)が届いたら、本人が必要なものを持参のうえ、市役所の窓口でカードを受け取ります。
写真の規格はP14～16をご参照ください。



Q どのような申請方法がありますか



A パソコンから申請

- 1 デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- 2 交付申請用のWEBサイト(マイナンバーカード総合サイト)にアクセスし、メールアドレスを登録します。
- 3 登録したメールアドレスに通知されるサイトにアクセスし画面にしたがって必要事項を入力、顔写真を添付して送信します。
- 4 交付通知書(はがき)が届いたら、本人が必要なものを持参のうえ、市役所の窓口でカードを受け取ります。
写真の規格はP14~16をご参照ください。

郵便で申請

- 1 個人番号カード交付申請書に署名し、顔写真を貼ります。
- 2 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れ郵便ポストに投函します。
- 3 交付通知書(はがき)が届いたら、本人が必要なものを持参のうえ、市役所の窓口でカードを受け取ります。
写真の規格はP14~16をご参照ください。
送付用封筒はマイナンバーカード総合サイトでダウンロードできます。

まちなかの証明写真機から申請

- 1 交付申請書を持参し、タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書の2次元バーコードをバーコードリーダーにかざします。
- 2 画面の案内にしたがって必要事項を入力し、顔写真を撮影し送信します。
- 3 交付通知書(はがき)が届いたら、本人が必要なものを持参のうえ、市役所の窓口でカードを受け取ります。

出張申請受付(または出張申請サポート)会場での申請

- 国または地方公共団体から委託を受けた事業者などが、出張申請サポートを実施している場合があります。
- 佐野市では、**市内企業**、**市内団体**、**市内在住の外出困難な方**について、出張申請受付を行っています。
※令和5年(2023年)10月1日現在 詳しくはP33参照ください。

Q 市役所窓口での申請に何が必要ですか

- A** 個人番号カード交付申請書がない方は本人確認書類1点(申請時に有効期限内のもの)が必要です。本人確認書類は下記を参照してください。不明点は市民課(マイナンバーカード専用):0283-85-7056までお問い合わせください。

[A] 顔写真付き本人確認書類

例) 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年(2012年)4月1日以降のもの)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、在留カード(顔写真付きのもの)等

[B] 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村が適当と認めるもの

例) 健康保険証、介護保険証、年金手帳(年金証書も可)、医療受給者証、学生証、母子手帳等

Q 通知カードを紛失していますが、マイナンバーカードは申請できますか

- A** 通知カードを紛失された方でもマイナンバーカードの申請、受け取りはできます。受け取りの際に紛失したこともお申し出ください。

Q 行政センター(田沼、葛生)でもマイナンバーカードを申請することができますか

- A** 申請できます。
ただし、支所(赤見、新合、飛駒、野上)では申請できません。



Q 交付申請書の住所が変わっていても、2次元バーコードからスマートフォンで申請できますか

A 申請できます。



Q 代理でカードの申請・受け取りはできますか

A 市役所で申請の場合は顔写真を撮影しますので本人の来庁が必要です。スマートフォンなどオンラインでの申請の場合は、申請者本人の顔写真を撮影し、2次元バーコード付きの交付申請書からオンライン申請ができます。ただし、マイナンバーカードの受け取りは、やむを得ない理由を除き、原則本人の来庁が必要です。

代理での受け取りは、P18～20をご覧ください。

※2次元バーコード付きの交付申請書がない場合、同一世帯の方であれば市役所窓口にて発行することができます。

同一世帯でない方は委任状が必要です。

委任状の様式は任意のものでも結構ですし、市役所窓口でもお渡ししています。

Q 転入したばかりですが、マイナンバーカードをつくりたいです。どうすればよいですか

A 転入の手続き時にお申し出ください。
転入の手続き後にマイナンバーカード申請手続きをお願いします。



Q 引越しの予定がありますが申請はできますか

A 引越し後の申請をお勧めします。マイナンバーカード申請中に市外に転出されると申請が無効になります。また、交付通知書(はがき)発送後、カードを受け取らないまま市外へ転出されるとカードが失効し、再度申請が必要となります。マイナンバーカード申請中に市内で転居された際は、受け取り時に券面変更が必要であるため、転出同様、引越し後に申請することをお勧めします。

Q 申請したカードが届きません。カードの申請状況を確認したいのですが、どうしたらよいですか

A オンライン上での申請で申請書ID(23桁の番号)が分かる場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178へお問い合わせください。申請書IDが不明の場合は、市民課(マイナンバーカード専用):0283-85-7056までご相談ください。

Q 個人番号カード交付申請書を紛失してしまいました。再交付できますか

A 個人番号カード交付申請書は次の方法で再交付できます。

窓口での受け取りをご希望の場合

お持ちいただくもの

公的な本人確認書類1点
(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳等)

申請窓口

市民課、田沼行政センター、葛生行政センター

郵送での送付をご希望の場合

来庁が難しい場合は、郵送できますので、市民課(マイナンバーカード専用):0283-85-7056へご連絡ください。住民登録のある住所地宛てに転送不要の普通郵便で送ります。郵便局に転送届を出している場合は受け取れませんのでご注意ください。



Q 乳児の写真撮影はどのようにしたらよいですか

A 布団などの上に寝かせて撮影する方法があります。その際、シーツの布地は白など柄がないものにしてください。また、顔が正面を向いていることが必要です。どなたかに抱っこしてもらい撮影する方法もあります。抱っこしている方に白い布を被っていただくなど抱っこしている方が写真に映らないようにお願いします。なお、マイナンバー法等の改正により、乳児に対するマイナンバーカードについて、顔写真が不要となる予定です(2024年秋頃)。

Q 顔写真の規格・チェックポイントを教えてください

A オンライン申請の場合

- ファイル形式：jpeg
- カラーモード：RGBカラー（CMYKカラー等は不可）
- ファイルサイズ：20KB～7MB
- ピクセルサイズ：幅480～6000ピクセル、高さ480～6000ピクセル

※画像編集ソフトで加工された画像などは、受け付けできない場合があります。

注意

宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合
下記のいずれかのご対応をいただくことで使用可能とします。



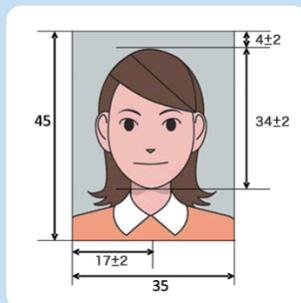
- 交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載して、交付申請書を送付ください。
- 個人番号カードコールセンターに電話して、申請書IDを伝えてください。

適切な写真の規格

適切な写真の規格の目安です(単位:mm)

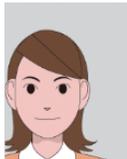
● 縦4.5cm×横3.5cm

※マイナンバーカードには、
縦2.75cm 横2.20cmに
縮小して貼付されます。



不適切な写真の例

● 指定の寸法や規格を満たしていないものの例



顔の位置が片寄っている



顔が横向き



顔が左右に傾いている



椅子などの背景がある



背景に影がある



背景に柄がある



Q 顔写真の規格・チェックポイントを教えてください

A 不適切な写真の例

● 眼鏡やヘアバンドにより顔の一部が隠れているもの



眼鏡のフレームが目にかかっている



フレームが非常に太く目や顔を覆う面積が大きい



照明が眼鏡に反射している



幅の広いヘアバンド等により顔の一部が隠れている



帽子によって顔の一部が隠れている



サングラスをかけ人物を特定できない



顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等がある



前髪が長すぎて目元が見えない/顔の輪郭が隠れる



顔の器官が隠れる装飾品等がある



頭髮のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの



● 人物を特定しにくいもの



瞳がフラッシュ等により赤く写っている



平常の顔貌と著しく異なる



顔に影がある



ピンボケや手振れにより不鮮明

● デジタル写真の品質にみだれがあるもの



ノイズ(画像の乱れ)がある



ドット(網状の点)やインクのにじみがある



ジャギー(階段状のギザギザ模様)がある



変形やマスクング(縁取り)などの画像処理を施している



マイナンバーカードの受け取り

Q 受け取り期限を過ぎてしまいました。どのようにしたらよいですか

A 受け取り期限を過ぎても当面の間、保管しています。市民課(マイナンバーカード専用):0283-85-7056へご連絡ください。元々の交付場所が田沼・葛生各行政センターになっていた方は行政センターにご連絡ください。但し、カード自体の有効期限が切れてしまった場合は交付できないため、通告することなく廃棄しています。

Q 交付通知書(はがき)を紛失してしまったのですが受け取れますか

A 本人確認書類が2点必要です(内1点は顔写真付き)。
例:運転免許証+健康保険証 お持ちでない方はご相談ください。

Q 子どもでもマイナンバーカードの受け取りはできますか

A 15歳以上の方で本人であれば受け取りができます。15歳未満の方や、成年被後見人の方は法定代理人(親権者、成年後見人)の方が必ず同行してください。法定代理人の方のみではなく、必ずご本人とともにお越しください。



Q マイナンバーカードを申請し、受け取る前に佐野市から転出した場合、どのようにすればマイナンバーカードを受け取れますか

A マイナンバーカード申請中に転出された場合、マイナンバーカードは受け取れません。転入後の市区町村窓口で、マイナンバーカードの再申請についてご相談ください。

Q 交付通知書(はがき)はどの部分を記載すればよいのですか

A 本人が来庁される場合は、裏面の本人の住所・氏名を署名記入してください。代理人の方が来庁される場合は、本人の住所・氏名、代理人の住所・氏名、暗証番号部分を申請者本人が記入してください。(暗証番号は控えを取ってから、目隠しシールを貼ってください。また代理受け取りの場合、申請者本人と代理でお越しになる方の本人確認書類や申請者本人が受け取りに来ることができない証明書等が必要になりますので、来庁前にお問い合わせください)。

Q 代理でマイナンバーカードを受け取りたいのですが何が必要ですか

代理受け取りに必要な書類

A **① 本人の来庁が困難であることを証する書類**

※P20の代理受け取りの要件及び疎明資料を参照ください。
本人が中学生、小学生及び未就学児の場合は不要です。



A **② 交付通知書(白いはがき)**

※本人氏名、住所、代理人住所、氏名、暗証番号を記載し、目隠しシールを貼ったもの。暗証番号の控えは事前にお取りください。窓口では代理人に暗証番号を教えられません。

※復代理人(代理人によって選任された代理人)が来庁される場合の書き方や持ちものは市HPを参照いただくか、お問い合わせください。

**A ③ 本人確認書類(A2点)
または(A1点+B1点)またはB3点(うち写真付き1点以上)**

※A、Bの本人確認書類については下記参照

※顔写真付きの本人確認書類がない方で、施設入所者や在宅介護を受けている方、18歳未満の方は、市民課または田沼・葛生各行政センターにて「顔写真証明書」の様式を受け取るか、市HPでダウンロードして、ご活用ください。詳しくはお問い合わせください。

A ④ 代理人の本人確認書類(A2点)または(A1点+B1点) ……

※復代理人は法定代理人の本人確認書類に加え、復代理人の本人確認書類(A1点を含む本人確認書類2点)もお持ちください。

A ⑤ 通知カード(お持ちの方のみ) ……

A ⑥ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ……

[A] 顔写真付き本人確認書類

例) 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年(2012年)4月1日以降のもの)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、在留カード(顔写真付きのもの)等

[B] 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村が適当と認めるもの

例) 健康保険証、介護保険証、年金手帳(年金証書も可)、医療受給者証、学生証、母子手帳 等



代理受け取りの要件及び疎明資料

(赤字は本人確認書類としても活用できるもの)

やむを得ない理由	疎明資料(理由がわかる資料)
成年被後見人	代理権を証する書類
被保佐人、被補助人	代理権を証する書類
中学生、小学生及び未就学児	本人確認書類(法定代理人、または法定代理人から委任を受けた方<復代理人>が来庁する)
75歳以上の高齢者	本人確認書類(委任状に外出困難である旨の記載があれば可)
長期入院者	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、 病院長が作成する顔写真証明書
障がい者(身体以外の障害のある者も含む)	障害者手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書
施設入居者	入所証明書類、契約書、明細、領収証、 施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャー及び その所属事業者の長が作成する顔写真証明書
妊 婦	母子保健手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書 または受診券
長期(国内外)出張者、長期に航行する船員 など、客観的状況に照らして交付申請者の 出頭が困難であると認められる者	出張先の住居に係る領収書など出張先の地域に居所があると 分かる資料
海外留学	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生 (専門学校生や大学生などは不可)	学生証、在学証明書
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね 家庭にとどまり続けている状態である者	相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が 作成する顔写真証明書

代理交付について不明な点があれば、来庁される前に一度電話でお問い合わせください。

お問合せ先 市民課(マイナンバーカード専用) : 0283-85-7056
 田 沼 行 政 セ ン タ ー : 0283-61-1120
 葛 生 行 政 セ ン タ ー : 0283-86-4713





Q 電子証明書とは何ですか

A インターネットを通じたオンライン申請や届出を行う際、他人によるなりすましやデータ改ざんを防ぐために用いる本人確認手段です。マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を用いて、申請書などの情報に電子署名を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができます。現在は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)など国や地方公共団体の様々な手続きに加え、総務大臣の認定を受けた民間事業者との手続きで利用されています(署名用電子証明書)。また、マイナンバーの付いた情報のやり取りを閲覧できるマイナポータルにログインしたり、健康保険証としての利用をしたり、証明書コンビニ交付サービスを利用するためにはこの電子証明書が必要です(利用者証明用電子証明書)。

Q 電子証明書の発行を希望しない場合でも暗証番号の設定は必ず必要ですか

A 署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の設定は任意です。しかし、住民基本台帳用と券面事項入力補助用の暗証番号は設定が必要です。 ※令和5年(2023年)10月1日現在

Q マイナンバーカードを申請した際、電子証明書を不要にしてしまいました。変更はできますか

A カード交付時にお伝えいただければ、電子証明書を発行することができます。受け取り時に職員にその旨をお伝えください。

Q 電子証明書の更新通知書が届きました。どのようにすればよいですか

A 更新の手続きは、市役所の窓口で行います。本人がマイナンバーカードをお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。

Q 電子証明書の更新期限を過ぎてしまった場合、どうすればよいですか

- A 更新期限を過ぎてもマイナンバーカードの有効期限までは手続きができます。無料で更新手続きができますので、本人がマイナンバーカードをお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。更新手数料は無料です。

Q 電子証明書の有効期限通知書を紛失した場合、どのようにすればよいですか

- A 有効期限通知書(更新通知書)がなくても手続きはできます。本人がマイナンバーカードをお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。



Q 電子証明書の更新は任意ですか

- A 任意ですが、マイナポータルや健康保険証としての利用、コンビニ交付サービスなどの電子証明書を利用したサービスが使えなくなります。ただし、本人確認書類やマイナンバー確認書類としてはマイナンバーカードの有効期限までは利用できます。

Q 電子証明書の有効期限が近づいたが、更新の通知書が届かない

- A 更新の通知書はおおむね有効期限の3ヶ月前に発送しています。通知書がなくても、有効期限まで3ヶ月を切っていて、本人がマイナンバーカードを市民課または田沼・葛生各行政センターに持参していただければ手続きができます。

※更新期日が過ぎていて、暗証番号を忘れてしまった場合でも本人がマイナンバーカードを持参していただければ手続きができます。

※郵便物の転送届を出している方、在留期限がある外国人の方などへは更新の通知書は送付されません。

Q 電子証明書の更新はオンラインでできますか

- A オンラインでは更新できません。電子証明書は、オンライン上の本人確認となるため、更新においては市民課または田沼・葛生各行政センターにお越しいただき手続きをお願いします。



Q 電子証明書の更新は代理人でもできますか

- A できます。
更新の通知書に同封されている「照会書兼回答書」に必要事項を記入し、同封している封筒に封入封かんのうえ、代理人に渡してください。来庁の際は、申請書本人のマイナンバーカード、封入封かんした封筒、有効期限通知書、代理人の本人確認書類（顔写真付きのもの）をお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。

Q 代理で更新手続きしたいが暗証番号がわからない

- A 暗証番号がわからない場合は、暗証番号を再設定するための必要書類を送付（転送不可）しなければなりません。まずは、代理でお越しになる方が申請者本人のマイナンバーカードと代理の方の顔写真付きの本人確認書類をお持ちになり、市民課または田沼・葛生各行政センターへお越しください。



マイナンバーカードの更新・再発行

Q マイナンバーカードの更新通知書が届いた場合、更新はどうすればよいですか

A 申請書IDの記載があり、スマートフォンやパソコンをお持ちでしたらオンライン申請用二次元バーコードを読み込み、オンライン申請をご利用ください。申請書IDがない場合は、市民課（マイナンバーカード専用）：0283-85-7056にお問い合わせください。※カードの申請P9～16参照。カードの受け取りP17～20参照。更新手数料は無料です。

Q マイナンバーカードの有効期限が近づいたが、更新通知書が届かない

A 更新の通知書はおおむね有効期限の3ヶ月前に発送しています。通知書がなくても、有効期限まで3ヶ月を切っていて、本人が市民課または田沼・葛生各行政センターにマイナンバーカードを持参していただければお手続きができます。※郵便物の転送届を出している方は更新の通知書は発送されません。詳しくはお問い合わせください。

外国人の方へ

外国人の方で、在留期間に定めがある方は更新通知書が発送されません。在留カードの更新申請中の方は2ヶ月間の特例期間延長ができます。在留カードが新しくなったら、新しい在留期限までマイナンバーカードの期間延長ができますので、在留カードとマイナンバーカードを持って市民課または田沼・葛生各行政センターにお越しください。マイナンバーカードの有効期限が切れてしまった場合は、窓口でマイナンバーカードの再交付申請が必要です。この場合、有効期限切れによる再交付手数料（1,000円）がかかります。

Q マイナンバーカード再発行は、有料（1,000円）の場合と無料の場合があると聞きました。どのようなときに有料になりますか

A 下記の通りです。詳しくはお問い合わせください。

無料のケース

●市や地方公共団体情報システム機構（カード発行主体）のミス、過失による誤交付後の再交付 ●天災（り災）、その他本人の責によらない場合の再交付 ●追記欄の余白が無くなった場合の再交付 ●個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付（本人の責によらないものに限る） ●国外転出による返納後の再交付 ●有効期間が満了する日までの期間が3ヶ月未満となった場合の再交付（5年、10年更新） ●記載事項の変更（特別養子縁組による氏名及び性別変更による性別に限る。）による返納後の再交付

有料のケース

●無料分を除く再交付（紛失、焼失、盗難、磁気不良、汚損、破損、転入未継続による失効、在留期限のある外国人の有効期限切れ等）



マイナンバーカードの券面変更

Q マイナンバーカードの住所変更をしたい

- A** まずは住民異動手続き(転居・転入)を行うため、マイナンバーカード持参のうえ市民課または田沼・葛生各行政センターへお越してください。本人でなくても暗証番号がわかっている同一世帯員であれば、カードの持参で手続き可能です。

※マイナンバーカードの記載事項に変更があったときは14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。

Q マイナンバーカードに旧姓を載せるにはどうすればよいですか

- A** 住民票に旧氏を登録する必要があります。旧姓のわかる戸籍謄本または抄本を取得し、市民課または田沼・葛生各行政センターで旧氏登録の手続きを行ってください。詳しくはインターネットで「旧氏併記」と検索していただくか、お問い合わせください。





マイナンバーカードの暗証番号変更・再設定

Q 暗証番号を変更したい

- A** 暗証番号を覚えていれば、スマートフォン、PCを用い、地方公共団体情報システム機構の公的個人認証サービスポータルサイトから暗証番号変更ができます。
- または、マイナポータルサイト(アプリ)から暗証番号変更ができます(署名用・利用者証明用・券面事項入力補助用のみ)。
- ただし、暗証番号を忘れてしまった場合や、ロックがかかってしまった場合は市民課または田沼・葛生各行政センターにて暗証番号再設定申請が必要です。

Q 署名用電子証明書の暗証番号を忘れた、またはロックされた

- A** 利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号がわかる場合に限り、署名用電子証明書の暗証番号はコンビニエンスストアで再設定可能です。詳しくは地方公共団体情報システム機構のホームページ(「署名用パスワードをコンビニ等で初期化・再設定」と検索)をご覧ください。
- なお、利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号がわからない場合は、市民課または田沼・葛生各行政センターで再設定の手続きが必要となります。



Q 暗証番号を忘れた、またはロックされた

A 市民課または田沼・葛生各行政センターにて暗証番号再設定申請が必要です。

本人が手続きをする場合(原則、本人がお越しください)

お持ちいただくもの

- マイナンバーカード



法定代理人が手続きをする場合(本人が15歳未満または成年被後見人の場合)

お持ちいただくもの

- 暗証番号を再設定する本人のマイナンバーカード
- 暗証番号を再設定する本人の本人確認書類
(マイナンバーカードの他にもう1点)
- 法定代理人の本人確認書類2点
(官公署が発行した顔写真付き本人確認書類1点のほか、もう1点)
- 代理権の確認書類
[本人が15歳未満の場合:戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)]

※佐野市に本籍がある方は不要。住民票で法定代理人であると確認できた場合は、省略可能。
本人が成年被後見人の場合:成年後見登記事項証明書(原則3ヶ月以内のもの)

任意代理人が手続きをする場合

申請受付後に、暗証番号を再設定する本人あてに文書を郵送し、新暗証番号の確認を行います(文書照会)。申請当日に手続きが完了しませんのでご注意ください。

申請時にお持ちいただくもの

- 暗証番号を再設定する本人のマイナンバーカード
- 任意代理人の本人確認書類
(顔写真が付いていない本人確認書類でもかまいません)

照会回答書持参時に必要なもの

- 暗証番号を再設定する本人のマイナンバーカード
- 暗証番号を再設定する本人の本人確認書類1点
(マイナンバーカードの他にもう1点)
- 任意代理人の本人確認書類2点
(官公署が発行した顔写真付き本人確認書類1点のほか、もう1点)
- 必要事項を記入した回答書 [委任状(回答書に記入欄があります)]

Q マイナンバーカードを落として紛失したら悪用されませんか

- A** 24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。※マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)
また、マイナンバーカードのICチップを使用するときは、暗証番号が必要なため他の人は使えません。暗証番号は一定回数(署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回)間違えるとカードの機能がロックされます。仮に不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっています。

Q マイナンバーカードのICチップから重要な個人情報漏れませんか

- A** マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

Q マイナンバーカードを紛失しました。どうすればよいですか

- A** 次の手続きを行ってください。

- ① マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に電話し、カードの機能一時停止を行う。(24時間365日体制で受付)
- ② 警察に遺失届を出し、受理番号を控えておく。(②は自宅外で紛失の場合)
- ③ 再交付希望の方は①②を行ったうえ、市民課または田沼・葛生各行政センターで、紛失・廃止届及び再交付手続きを行ってください。
ただし、マイナンバーカードの紛失・廃止手続きを行うと、その後、カードが発見されてもそのカードは使用できません。

必要なもの

- 再交付手数料(カード受け取り時に1,000円)
- 本人確認書類(P19のA1点またはB2点)
- (自宅外で紛失の場合)遺失届の受理番号
- 顔写真(縦4.5cm×横3.5cm、6ヶ月以内に撮影したもの)

※ 顔写真撮影サービスを行っている時間帯は写真持参不要です。(P9参照)



Q マイナンバーカードの機能一時停止後、カードが見つかりました。
どうすればよいですか

A 機能一時停止の解除は、電話ではできません。市民課または田沼・葛生
各行政センターに本人がお越しください。

※再交付の手続きを終えたあとに見つかったカードは使用することができません。



Q マイナンバーカードは普通に持ち歩いてよいですか

A 持ち歩いても構いません。紛失しないようにお気を付けてください。

Q X(旧Twitter)やインスタグラムなどのSNSにマイナンバーを投稿したり、
マイナンバーカードの画像をアップしてもよいですか

A マイナンバーは個人を特定するための番号です。SNSなど不特定多数の
人の目に入る場所での投稿は禁止されています。

Q お店の会員になるときなど、「本人確認書類をコピーさせてください」
と言われ、マイナンバーカードを提示するときの注意点は？

A 表面のみコピーしていただいでください。顔写真や氏名・住所は表面に記
載されていますので、コピーを取られる場合は「表面だけ」と伝えてくだ
さい。個人番号利用事務以外では、裏面のマイナンバーカードをコピー
したり書きとどめたりすることはできません。

Q マイナンバーが漏れいしたら個人情報も全部もれますか

A 個人情報は一元管理ではなく、各機関で分散して管理しています。
万が一、どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏れいしたとしても、
そこから芋づる式に情報がもれることはありません。また、システムに
不正なアクセスがされないよう、第三者機関の「個人情報保護委員会」が
監視・監督しています。





よくある誤解



Q マイナンバーカードのマイナンバーを知られたら、なりすましなどの被害がおきるのでは？

A マイナンバーを使う手続きでは、必ず本人確認書類などによる本人確認を行うことが義務付けられています。マイナンバーだけで手続きはできません。

Q ICチップに知られたくない個人情報がたくさん入っていそう

A ICチップにはたくさんの情報は入っていません。マイナンバーカードのICチップに入っているのは、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真といったマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金、病歴などのプライバシー性の高い情報は入っていません。



Q マイナンバーは国が国民を監視する仕組みでは？

A マイナンバーで監視はできません。マイナンバー法では、マイナンバーで情報を1ヶ所に集めて監視することを禁止しています。例えば、銀行にマイナンバーを提示しても、国に預金情報が知られるわけではありません。



マイナンバーカードの使い方例



① マイナンバーを証明する書類になります
カード1枚でマイナンバーと本人確認ができます。

② 本人確認書類として使えます
(未成年者や高齢者であっても)顔写真付きの本人確認書類として使用できます。

以下の使い方は、マイナンバーカードに「電子証明書」が搭載されている必要があります。
電子証明書についてはP21～23を参照してください。

③ 自分専用のサイト「マイナポータル」でより便利に！

マイナポータルは政府が運営するWEBサイトです。国民一人ひとりのポータルサイトとして2017年7月以降さまざまなサービスが利用可能となっています。自分専用のサイトで子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、自己情報の確認、健康保険証利用登録、公金受取口座の登録や行政からのお知らせを受け取ることができます。



④ 健康保険証として使えます

- 利用にはマイナポータルでの利用登録が必要です。
- 本人が同意すれば初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使用した薬剤情報が医師等と共有できます。
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が閲覧できます。
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で確定申告の医療費控除がより簡単になります。
- 就職、転職、引越しをしても健康保険証として使用できます。

※ただし、医療保険者が変わる場合は加入・脱退の届出が引き続き必要です。

⑤ コンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書が取得できます

詳しくはP32、証明書コンビニ交付サービスをご覧ください。

⑥ 民間のオンラインサービスで使えます

オンラインでの確定申告や銀行口座、証券口座を開設することができます。今後、民間でのマイナンバーカード利用サービスが増えていきます。

⑦ 各種行政手続きがオンラインでできるようになります

子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできます。令和5年(2023年)2月6日からは、マイナポータルからオンラインで、**転出届と転入予約を同時に行えるようになりました。**※

※転出届はマイナポータルからできますが、転入届は、引越す人(マイナンバーカード所有者)が転入地の市区町村の役所まで来庁しなければなりません。



Q コンビニで何が取得できますか

- A** 住民票の写しと印鑑登録証明書、所得課税証明書※が取得できます。
※詳しい取得条件は市HPをご覧ください。

Q 24時間いつでも取得できますか

- A** 利用可能時間は、6:30~23:00の店舗営業時間内です
(システム保守点検日を除く)。



Q どのコンビニでも取得できますか

- A** 以下のマルチコピー機のあるコンビニエンスストア等で取得できます。
※利用できる店舗(全国)・・・セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール、カスミ

Q 取得する際に必要なものはありますか

- A** マイナンバーカード(利用者用電子証明書が有効期限内のもの)、利用者
証明用電子証明書の暗証番号(4桁)、交付手数料が必要です。

Q 暗証番号を忘れた、または3回連続間違えてしまったときは

- A** 市民課または田沼・葛生各行政センターで暗証番号再設定が必要です。
詳しくはP27参照

Q マイナンバー入りの住民票の写しはコンビニで取れますか

- A** 取得できません。窓口に本人または同一世帯の方または法定代理人
(親権者など)がお越しください。



マイナンバーカード 出張申請



Q マイナンバーカード出張申請受付とは何ですか

A 市職員が市内企業、市内団体、市内在住の外出困難な方を対象に、マイナンバーカードの出張申請手続きをします。申請者の本人確認や顔写真の撮影を行い、出来上がったカードは後日自宅へ本人限定受取郵便(または簡易書留郵便)で郵送か、市役所受け取りか選べます(外出困難な方のお受け取りは自宅受け取りも含め要相談)。

Q 何人から出張してくれますか

A 少人数でも可能です(目安は5人以上、外出困難な方は1名からでも可)。

Q 申込みはどこにすればよいですか

A 市民課で直接、またはお電話にてお問い合わせください。
市民課(マイナンバーカード専用):0283-85-7056



Q 出張申請でカードを申請する際、何が必要ですか

A 必要なものは窓口で申請する場合と同じです。詳しくはお申し込みの際にご説明します。

Q 何時から何時まで対応できますか

A 平日の午前9時30分~午後3時です。左記以外の日時については相談ください。

Q 出張申請のことを詳しく知りたい

A お気軽にマイナンバーカード担当までお問い合わせください。また、市HPに資料を掲載していますので、市HP内で「マイナンバーカード出張申請」と検索し、ご覧ください。

下記の電話番号にて、
外国語対応しています。



外国人の方へ



個人番号通知、通知カード、
マイナンバーカード、紛失・
盗難によるマイナンバー
カードの一時利用停止

☎ **0120-0178-27**

※上記番号がつかない場合(有料) **0570-064-738**

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 : 24時間※
タイ語、ネパール語、インドネシア語 : 9:00~18:00
ベトナム語、タガログ語 : 10:00~19:00

※20:00~翌9:29は
マイナンバーカード
一時利用停止のみの
受付となります

マイナンバー制度、マイナ
ポータルに関すること

☎ **0120-0178-26**

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語
【平日】9:30~20:00 【土・日・祝】9:30~17:30(年末年始除く)

出典:地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト」より転載 ※令和5年(2023年)10月1日時点の情報



その他



Q マイナンバーカードを健康保険証として利用したい

A 利用申込の方法はいくつかあります。いずれの方法でもマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)が必要です。

- スマートフォンまたはPCを使用し、ご自身でマイナポータルから申し込む
- コンビニエンスストアのセブンイレブンのATMから申し込む
- 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込む

Q マイナンバーカードを使って公金受取口座の登録をしたい

A マイナポータルから登録・変更することが出来ます。

ご用意いただくもの

- ① マイナンバーカード数字4桁の暗証番号
(利用者証明用パスワード及び券面事項入力補助用パスワード)
- ② 本人名義の預貯金口座
- ③ マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- ④ マイナポータルアプリのインストール

※詳しくは「公金受取口座制度」でインターネット検索してください。

